

内閣官房内閣人事局の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令案の意見公募の結果について

令和5年12月21日
内閣官房内閣人事局
審 査 係

標記について、令和5年11月1日から同年11月30日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、本官房令案に対する御意見を1件いただきました。お寄せいただいた御意見と、御意見に対する考え方を次のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

なお、本官房令については、意見公募した案に基づいて定められ、本日公布・施行されました。

提出された御意見の件数：1件（個人）

提出された御意見	御意見に対する考え方
「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（略）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。」という部分は、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（略）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というように記述にし、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。 理由：国として、デジタル技術の利用に際して、適切なセキュリティが確保されるように配慮されるように	御指摘の第11条においては、当該条項が適用される規定ごとに、セキュリティ等の安全性の観点も含めて情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとしております。クラウドサービスを利用する場合を含め、手続等における情報通信技術の利用にあたっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなります。

<p>すべきであるので。 （法令によって安全性についての配慮が行われるようにするための記述がある事は、重要性のある事と考える。）</p>	
--	--